

公的資金補償金免除繰上償還に係る公営企業経営健全化計画

I 基本的事項

1 事業の概要

特別会計名：水道用水供給事業会計

事業名	用水供給事業		
事業開始年月日	昭和54年4月11日	地方公営企業法の適用・非適用	<input checked="" type="checkbox"/> 適用 <input type="checkbox"/> 非適用
団体名*	北空知広域水道企業団	職員数* (H19. 4. 1現在)	10
構成団体名	深川市・沼田町・秩父別町・北竜町・妹背牛町		

注 1 事業を実施する団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記載し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。
 2 「職員数」欄には、当該事業に従事する全職員数を記載すること。

2 財政指標等

資本費	81.4 (H18)	公営企業債現在高 (百万円)	3,261 (H18)
累積欠損金 (百万円)		利益剰余金又は積立金 (百万円)	414 (H18)
不良債務 (百万円)		財政力指数*	0.234 (H18)
資金不足比率 (%)		実質公債費比率* (%)	16.5 (H19)
		経常収支比率* (%)	90.4 (H18)

注 平成17年度（又は平成18年度）の公営企業決算状況調査、地方財政状況調査等の報告数値を記入すること。
 なお、財政力指数、実質公債費比率及び経常収支比率は、当該事業の経営主体である地方公共団体の数値を記載し、当該事業が一部事務組合等により経営されている場合は、その構成団体の各数値を加重平均したものを記載すること。（ただし、旧資金運用部資金及び旧簡易生命保険資金について対象としない財政力1.0以上の団体の区分については構成団体の中で最も低い財政力指数を記載すること。）

3 合併市町村等における公営企業の統合等の内容

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村における公営企業の統合等の内容 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村における公営企業の統合等の内容 <input checked="" type="checkbox"/> 該当なし
〔合併期日：平成〇年〇月〇日 合併前市町村： 〕

注 1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例等に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。
 2 「旧法による合併市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。
 3 にを付けた上で内容を記載すること。

4 公営企業経営健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	北空知広域水道企業団公営企業経営健全化計画
計画期間	平成19年度～平成23年度
計画策定責任者	企業長 深川市長 山下貴史
既存計画との関係	既存計画(借換債申請に係る公営企業経営健全化計画H18-H27)を一部修正
公表の方法等	計画承認後 HPへ掲載、議会報告予定
基本方針	地方自治体は、少子・高齢化、情報化など社会状況の大きな変化のもとで地域社会の急速な変容にさらされる一方、行政改革、規制緩和、地方分権などをはじめとする公共システム全体の構造改革に直面している。 また、地方公営企業を営む当企業団は水道用水を供給し、提供するサービスの対価に対し料金を受け取る公共部門の一部門として活用されている。それ故に、公共性と経済性という2つの原則を満たすこと、特に企業としての経済性の発揮を強く要請されている。 企業団はこれまでもこれらの原則を踏まえて事務事業を推進してきたが、構成市町の行政改革の推進と連携してさらなるの合理化を目指すため、行政の責任領域を改めて見直し、行政の関与の必要性、受益と負担の公平確保、行政効果を吟味し、必要な措置事項について見直しを図ることとする。 （計画承認後 HPへ掲載、議会報告予定）

注 計画期間については、原則として平成19年度から23年度までの5か年とすること。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

（単位：百万円）

区 分		年利5%以上6%未満	年利6%以上7%未満	年利7%以上	合 計
旧資金運用部資金	繰上償還希望額	231	70	919	1,220
	補償金免除額	25	15	162	202
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額				
公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額	65	10	48	123

注 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除（見込）額を記入すること。

6 平成19年度末における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度末残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	上水道事業債	231,498	69,740	919,245	1,220,482
合 計 (A)		231,498	69,740	919,245	1,220,482
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)		0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		231,498	69,740	919,245	1,220,482

【旧簡易生命保険資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成21年度末残高)	年利6%以上7%未満 (平成21年度末残高)	年利7%以上 (平成20年度9月期残高)	合 計
公 営 企 業 債					
合 計 (A)					
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)					
公営企業で負担するもの (A)-(B)					

【公営企業金融公庫資金】

（単位：千円）

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成20年度9月期残高)	年利6%以上7%未満 (平成20年度9月期残高)	年利7%以上 (平成19年度末残高)	合 計
公 営 企 業 債	上水道事業債	65,144	10,218	47,671	123,033
合 計 (A)		65,144	10,218	47,671	123,033
一 般 会 計 負 担 分 (再掲)	※上記のうち				
合 計 (B)		0	0	0	0
公営企業で負担するもの (A)-(B)		65,144	10,218	47,671	123,033

注1 地方債計画の区分ごとに記入すること。
 2 必要に応じて行を追加して記入すること。

II 財務状況の分析

区 分	内 容		
財務上の特徴	<ul style="list-style-type: none"> ・空知北部1市4町に水道用水を供給する一部事務組合。構成団体の財政状況が極度に困窮しているため、平成18年度に料金を引下げ改定し、本来公営企業として留保しなければならない、将来のための設備投資、修繕資金を留保できない状況にある。 ・そのため、料金改定以前(平11)より支出をできる限り抑える財政健全化・効率化対策を実施しているため、今後の費用削減策は企業債の借換や国庫からの新たな補助等に頼るほか削減策がない。 		
経営課題	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 150px;">課 題 ①</td> <td>・資本費が給水原価の63%を占め、企業債利息だけでも30%となっており、財政を圧迫している状況が続いている。</td> </tr> </table>	課 題 ①	・資本費が給水原価の63%を占め、企業債利息だけでも30%となっており、財政を圧迫している状況が続いている。
	課 題 ①	・資本費が給水原価の63%を占め、企業債利息だけでも30%となっており、財政を圧迫している状況が続いている。	
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 150px;">課 題 ②</td> <td>・平成11年度に策定した経営健全化・効率化大綱を基に、予算の削減を行っているが、未だ給水原価は全道平均を上回る。(H17年度平均111.40円/m³, 北空知131.19円/m³)</td> </tr> </table>	課 題 ②	・平成11年度に策定した経営健全化・効率化大綱を基に、予算の削減を行っているが、未だ給水原価は全道平均を上回る。(H17年度平均111.40円/m ³ , 北空知131.19円/m ³)
	課 題 ②	・平成11年度に策定した経営健全化・効率化大綱を基に、予算の削減を行っているが、未だ給水原価は全道平均を上回る。(H17年度平均111.40円/m ³ , 北空知131.19円/m ³)	
	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 150px;">課 題 ③</td> <td></td> </tr> </table>	課 題 ③	
課 題 ③			
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 150px;">課 題 ④</td> <td></td> </tr> </table>	課 題 ④		
課 題 ④			
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 150px;">課 題 ⑤</td> <td></td> </tr> </table>	課 題 ⑤		
課 題 ⑤			
留意事項			

注1 「財務上の特徴」欄は、事業環境や地域特性等を踏まえて記載すること。また、経営指標等について経年推移や類似団体との水準比較などを行い、各自工夫の上説明すること。

2 「経営課題」欄は、料金水準の適正化、資産の有効活用、給与水準・定員管理の適正合理化、維持管理費等サービス供給コストの節減合理化、資本投下の抑制、民間的経営手法等の導入等、団体が認識する経営上の課題について、優先度の高いものから順に記載する。また、経営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「経営課題」で取り上げた項目の他に、経営に当たって補足すべき事項を記載すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

(3) 経営指標等

(単位:%)

		平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度		平成20年度		平成21年度		平成22年度		平成23年度		
		(計画前5年度)	(計画前4年度)	(計画前3年度)	(計画前々年度)	(計画前年度)	(計画初年度)	(計画第2年度)	(計画第3年度)	(計画第4年度)	(計画第5年度)	(計画第6年度)	(計画第7年度)	(計画第8年度)	(計画第9年度)	(計画第10年度)	(計画第11年度)
		(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	(決算)	計画	決算	計画	決算	計画	決算	計画	決算	計画	変更後	
資金不足比率	(%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
料金回収率※	(%)	115.3	123.4	112.8	129.7	92.5	94.7	94.7	104.1	104.1	106.5	106.5	109.1	109.1	111.7	111.7	
総収支比率(法適用)	(%)	113.4	120.4	111.5	126.1	93.5	95.4	95.6	104.0	104.7	106.5	105.3	108.9	107.5	111.5	93.2	
経常収支比率(法適用)	(%)	113.4	120.4	111.5	126.1	93.5	95.4	95.6	104.0	104.7	106.5	105.3	108.9	107.5	111.5	93.2	
営業収支比率(法適用)	(%)	160.8	167.5	145.4	170.0	117.2	116.9	117.2	118.6	117.3	118.6	115.1	118.4	114.2	119.1	98.0	
累積欠損金比率(法適用)	(%) (再掲)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
収益的収支比率(法非適用)	(%) (再掲)																
不良債務比率(法適用)又は赤字比率(法非適用)	(%) (再掲)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	
繰入金比率	収益的収入分	(%)	11.9	11.1	10.3	9.5	11.4	10.1	10.1	5.4	4.5	4.3	3.7	2.7	1.9	2.0	1.7
	うち基準内繰入金	(%)	11.9	11.1	10.3	9.5	11.4	10.1	10.1	5.4	4.5	4.3	3.7	2.7	1.9	2.0	1.7
	うち基準外繰入金	(%)															
	うち料金収入に計上すべき繰入等	(%)															
	うち赤字補てん的なもの	(%)															
	資本的収入分	(%)	17.2	16.6	100.0	100.0	60.1	13.3	12.7	68.9	52.0	40.3	40.5	100.0	100.0	100.0	100.0
	うち基準内繰入金	(%)	17.2	16.6	100.0	100.0	60.1	13.3	12.7	68.9	52.0	40.3	40.5	100.0	100.0	100.0	100.0
	うち基準外繰入金	(%)															
うち赤字補てん的なもの	(%)																

注1 上記の各指標の算出方法については、次のとおりであること。

(1) 資金不足比率(%)

- ア 地方公営企業法適用企業の場合＝地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100
 イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝地方財政法施行令第20条第1項により算定した資金の不足額／(営業収益－受託工事収益)×100

(2) 繰入前経常収支比率(%)

- ア 地方公営企業法適用企業の場合＝(経常収益(収益的収入計)－他会計繰入金(収益的収支分のうち基準外繰入金))／経常費用(収益的支出計)×100
 イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝(収益的収入計(総収益)－他会計繰入金(収益的収支分のうち基準外繰入金))／(収益的支出計(総費用)＋地方債償還金(資本的支出に係るもの))×100

(2) 総収支比率(%)＝総収益／総費用×100

(3) 経常収支比率(%)＝経常収益／経常費用×100

(4) 営業収支比率(%)＝(営業収益－受託工事収益)／(営業費用－受託工事費用)×100

(5) 累積欠損金比率(%)＝累積欠損金／(営業収益－受託工事収益)×100

(6) 収益的収支比率(%)＝総収益／(総費用＋地方債償還金)×100

(7) 不良債務比率(又は赤字比率)(%)＝不良債務(又は実質赤字額)／(営業収益－受託工事収益)×100

(8) 繰入金比率(%)＝収益的収入に属する他会計繰入金(又は資本的収入に属する他会計繰入金)／収益的収入(又は資本的収入)×100

2 上記指標のうち「料金回収率」は、水道事業(簡易水道事業を含む)、工業用水道事業及び下水道事業(下水道事業にあっては使用料回収率)について記載すること。

(1) 水道事業、工業用水道事業に係る料金回収率の算出方法

・料金回収率(%)＝供給単価※1／給水原価※2×100

※1 供給単価(円/㎡)＝給水収益／年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

※2 給水原価(円/㎡)＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金(水道事業のみ)))／年間総有収水量(工業用水道事業にあっては料金算定に係るもの)

但し、簡易水道事業については下記によるものとする。

ア 地方公営企業法適用企業の場合＝(経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費＋基準内繰入金＋減価償却費)＋企業債償還金)／年間総有収水量

イ 地方公営企業法非適用企業の場合＝(総費用－(受託工事費＋基準内繰入金)＋地方債償還金)／年間総有収水量

(2) 下水道事業に係る使用料回収率の算出方法

・使用料回収率(%)＝使用料収入／汚水処理費×100

(4) 収支見通し策定の前提条件

条件項目	収支見通し策定に当たっての考え方（前提条件）
1 料金設定の考え方、料金収入の見込み	<ul style="list-style-type: none"> ・料金算定のための10カ年間の長期財政計画(H18-H27)を策定。目標年次末の資金残額を設定して料金設定を行う。 ・平成18年4月1日料金改定(▲26.2%)(適用年度 平成18年度～平成22年度)。引下げを行っても料金水準は平均値を上回る。 供給単価 全道平均 95.74円/m³(H17) 企業団 改定前149.80円/m³(H17)→改定後107.56円/m³(H18) ・平成23年度以降は支払利息・減価償却の減により資金を留保していくことが可能であり、料金を据え置くことができる予定。
2 他会計繰入金の見込み	<ul style="list-style-type: none"> ・総務省繰出基準通達に基づいた構成団体繰出金を収入に算入する。 ただし、繰上償還によって将来の支払利息が軽減される場合は連動して構成団体からの繰出金も減額となる。
3 大規模投資の有無、資産売却等による収入の見込み	<ul style="list-style-type: none"> ・なし
4 その他収支見通し策定に当たって前提としたもの	<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度から、修繕費の期間負担を平準化するため、修繕準備引当金を導入。

注1 収支見通しを策定するに当たって、前提として用いた各種仮定（前提条件）について、各区分に従い、それぞれその具体的な考え方を記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

IV 経営健全化に関する施策

項 目	具 体 的 内 容
1 行革推進法を上回る職員数の純減や人件費の総額の削減	
○ 地方公務員の職員数の純減の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・平成13年度以降、2人の職員が退職したが不補充。今後も採用は当面控える。 ・平成22年度に職員定年退職予定、23年度に技術の継承を図るため職員採用を予定したが、延伸することとした。 ・平成13・15年度に職員数を見直し削減を実施しており、今後の削減は、これ以上できない状況にある。 ・平成23年4月から退職職員減員不補充により職員数減 ▲1
○ 給与のあり方	<p>給与費削減の経過（日付は施行年月日）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H12. 1. 1 期末勤勉手当(5. 25月→4. 95月)引下げ【人勤】 ・H12. 12. 1 期末勤勉手当(4. 95月→4. 75月)引下げ【人勤】 ・H13. 4. 1 特殊勤務手当の全廃【独自】 55歳以上の昇給停止【独自】 ・H13. 12. 1 期末勤勉手当(4. 75月→4. 70月)引下げ【人勤】 ・H14. 12. 1 特例一時金廃止【人勤】 ・H15. 1. 1 給料表(▲2. 03%)【人勤】 扶養手当(配偶者16, 000円→14, 000円)【人勤】 ・H15. 4. 1 期末勤勉手当(4. 70月→4. 65月)引下げ【人勤】 ・H15. 12. 1 給料表(▲1. 07%)【人勤】 扶養手当(配偶者14, 000円→13, 500円)【人勤】 期末勤勉手当(4. 65月→4. 40月)引下げ【人勤】 ・H16. 4. 1 管理職手当額引下げ(7級30千円→29千円, 8級42千円→39千円, 9級58千円→54千円)【独自】 寒冷地手当(独自規定→国公準拠)【独自=経過措置の年限に違い H21に国公に同じ】 期末勤勉手当の役職加算支給凍結(時限-H19. 3. 31)【独自】 ・H17. 12. 1 給料表(▲0. 36%)【人勤】 扶養手当(配偶者13, 500円→13, 000円)引下げ【人勤】 期末勤勉手当(4. 40月)→4. 45月)【人勤】 1. 40+1. 60 0. 725+0. 725 ・H19. 1. 1 国に併せた給与体系の採用(=給与構造改革, 給料表H20までに▲4. 8%) 給料表(▲2. 4%) ・H19. 4. 1 期末勤勉手当の役職加算支給凍結延長(=当面の間)【独自】 ・H20. 1. 1 給料表(▲2. 4%) ・H20. 7. 1 平成20年7月から 給料(級別に▲3. 4~▲6. 5%)、管理職手当(▲15%)を引下げた。【独自】 ・H23. 1. 1 給料表(▲0. 19%)、期末勤勉手当(4. 15月)→3. 95月)引下げ【人勤】 ・H23. 4. 1 給料表(級別に▲2. 4~▲5. 5%)、管理職手当(▲12%)を引下げ。(=-24. 3. 31)【独自】 ・H24. 4. 1 給料表(級別に▲2. 4~▲5. 5%)、管理職手当(▲12%)を引下げ。(延長=-25. 3. 31)【独自】
◇ 国家公務員の給与構造改革を踏まえた給与構造の見直し、地域手当のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・給与体系は、構成団体の深川市のものに準じる。 ・平成18年度に国の基準にあわせた給料表、体系の採用を行った。(給与構造改革 ▲4.8%経過措置H19は1/2、期間短縮し平成20.1.1完全実施)
◇ 技能労務職員に相当する職種に従事する職員等の給与のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・技能労務職員に相当する職員はいない。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・平成18年度から退職時特昇を廃止。
◇ 福利厚生事業のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・深川市に準じる。 ・職員勤続表彰の廃止、厚生交付金の引き下げ(H16 5,000円/年・人→1,620円、H18 →1,500円)を行った。
2 物件費の削減、指定管理者制度の活用等民間委託の推進やP F Iの活用等	
○ 維持管理費等の縮減その他経営効率化に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・平成11年度に策定した経営健全化・効率化大綱を基に、費用の削減を行った(引下げ可能各項目について一律H13-15%、H15-10%、H16-20%、H17-10%)。更に引下げ可能な項目については10-50%の削減を行った。 ・旅費 職員管内日当の廃止(H16-)、日水協全国総会、研修会への参加とりやめ、鉄道賃、航空運賃等の割引価格を適用、私有車、公用車の活用、理事者道外視察を廃止、日当、宿泊料の改定(理事者、職員一元化 H16)、職員旅費日当の廃止(H21-) ▲73千円/年 ・被服費 貸与規程に基づく貸与を引延し(以前から)、品目減(H17)、支給凍結(H18-)。 ・備品消耗品費 印刷紙の両面使用、在庫を抑える、蛍光管、電灯の間引き、高額な参考図書追録とりやめ、トイレペーパータオル使用を中止(H16-)、見学者ポケットティッシュの配布とりやめ(H16-)等。 ・燃料費 暖房設定温度下げ、運転期間を短縮、公用車の不必要なアイドリング停止、プロパンガス契約を解消→電気湯沸かしポットへ(H21-) ガス料金38千円一年間電気料金10千円 ▲28千円/年 ・印刷製本費・コピー・印刷外注をなるべく止め、OA活用、ペーパーレス化、トナーの再生品利用(H14-)、例規集印刷を廃止、CD化(H14)、HPIに掲載(直営)、広報印刷止め構成団体に掲載を依頼(H16-)、年賀状印刷・写真プリントとりやめ(H13)。 ・通信運搬費 インターネット、FAX活用、局内LAN構築を直営、フリーソフトで運用、ADSL化、TV台数削減(3→2台)。 ・手数料 イスカバー等クリーニング外注とりやめ、インターネットHP作成を直営。 ・庁舎清掃業務委託 業務範囲の縮小(H21-) ▲823千円/年 ・広告料 全廃(H12)。 ・厚生費 職員勤続表彰記念品(20年、退職時)廃止、その他(30年等)見直しし賞状のみ、職員厚生交付金の引き下げ(H16,18)。 ・動力費 無駄な電力使用を抑える、消灯、電力使用を抑えるポンプ運転方法に努める。 ・薬品費 適正注入に努める。等 ・これまでに可能なものは削減してきたが、今後も経常的な維持管理費の削減可能項目を吟味し更に縮減に努めていく。(H20- 前年度比年2%削減目標) ・平成18年度から、長期資金計画を基に料金改定を行った。 ・H22. 4. 1 非常勤特別職報酬 月額一年額化 ▲548千円/年
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やP F Iの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・委託業務内容を検討見直しをし、活用できる制度は採用していく。(清掃-清掃範囲、頻度縮小、事務室・監理室は職員が清掃する。ガラス清掃(年1)、床ワックス減(3年に1)、外構管理-草刈範囲、頻度を縮小、樹木の補植・施肥はしない、浄化槽点検清掃-回数減、除雪-範囲縮小) H21 委託範囲縮小 ガラス清掃、外構管理範囲を縮小した。

IV 経営健全化に関する施策（つづき）

項 目	具 体 的 内 容
<p>3 コスト等に見合った適正な料金水準への引上げ、売却可能資産の処分等による歳入の確保</p> <p>○ 料金水準が著しく低い団体にあっては、コスト等に見合った適正な料金水準への引き上げに向けた取組</p>	<p>・売却可能資産はない。</p> <p>・長期的資金計画を作成し、構成団体と連携しながら適正な料金水準を保つ。 ・料金算定のための10力年間の長期財政計画(H18-H27)を策定。目標年次末の資金残額を設定して料金設定を行う。 ・平成18年4月1日料金改定(▲26.2%)(適用年度 平成18年度～平成22年度)。引下げを行っても料金水準は平均値を上回る。 供給単価 全道平均 95.74円/m³(H17) 企業団 改定前149.80円/m³(H17)→改定後107.56円/m³(H18) ・平成23年度以降は支払利息・減価償却の減により資金を留保していくことが可能であり、料金を据え置くことができる予定。</p>
<p>4 経営健全化や財務状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入</p> <p>○ 経営健全化や財務状況に関する情報公開</p> <p>○ 行政評価の導入</p>	<p>・企業団HP、構成団体HP・広報を用いて積極的に行っていく。行政評価も含め平成20年度中に公表を行う。</p> <p>・HP上でPI値を用いた評価の掲載を平成21年度中に行う予定。</p>
<p>5 その他</p>	<p>・工事コストの縮減 平14・15年度 浄水施設中央監視設備更新工事 継続費計上予算 2か年で955,500→決算 621,865千円 △333,635千円 (実施時に機器類の機能、価格内容を精査し縮減。落札価格の予定価格割合は99.8%) 平成19年度 分水管理所直流電源装置更新工事 長期財政計画(18-27年度)策定時に2か年に分け工事予定 32,046→19年度 18,900千円 △13,146千円 (2か年をまとめて経費縮減。19年度から一般競争入札制度導入し入札減 落札価格の予定価格割合 58.1%)</p>

注1 上記区分に応じ、「II 財務状況の分析」の「経営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を引用しつつ、記入すること。

2 上記に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う経営改革効果」の「年度別目標等」にその改善額を記入すること。

なお、当該改善額が対前年度との比較により算出できない項目（資産売却収入・工事コスト縮減など）については、当該改善額の算出方法も併せて上記各欄に記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 線上償還に伴う経営改革促進効果

1 主な課題と取組み及び目標

課題	取組み及び目標
1 職員数の純減や人件費の総額の削減	<p>(経営課題②)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成13年度以降2人の職員が退職したが不補充。今後も当面採用は控える。 ・H12. 1.1 期末勤続手当(5.25月→4.95月)引下げ【人勤】 ・H12. 1.2 期末勤続手当(4.95月→4.75月)引下げ【人勤】 ・H13. 4.1 特殊勤務手当の全廃【独自】 ・55歳以上の昇給停止【独自】 ・H13. 12.1 期末勤続手当(4.75月→4.70月)引下げ【人勤】 ・H14. 12.1 特別一時金廃止【人勤】 ・H15. 1.1 給料表(▲2.03%)【人勤】 ・扶養手当(配偶者16,000円→14,000円)【人勤】 ・H15. 4.1 期末勤続手当(4.70月→4.65月)引下げ【人勤】 ・H15. 12.1 給料表(▲1.07%)【人勤】 ・扶養手当(配偶者14,000円→13,500円)【人勤】 ・期末勤続手当(4.65月→4.40月)引下げ【人勤】 ・H16. 4.1 管理職手当額引下げ(7級30千円→29千円, 8級42千円→39千円, 9級58千円→54千円)【独自】 ・寒冷地手当(独自規定→国公準拠)【独自-経過措置の年限に違い H21に国公に同じ】 ・期末勤続手当の役職加算支給凍結(時限-H19. 3. 31)【独自】 ・H17. 12.1 給料表(▲0.36%)【人勤】 ・扶養手当(配偶者13,500円→13,000円)引下げ【人勤】 ・期末勤続手当(4.40月→4.45月)【人勤】 1.40+1.60 0.725+0.725 ・H19. 1.1 国に併せた給与体系の採用(-給与構造改革, 給料表H20までに▲4.8%) ・給料表(▲2.4%) ・H19. 4.1 期末勤続手当の役職加算支給凍結延長(-当面の間)【独自】 ・H20. 1.1 給料表(▲2.4%) ・H20. 7.1 給料表(級別に▲3.4~▲6.5%)、管理職手当(▲15%)を引下げた。【独自】 ・H21. 6.1 期末勤続手当(4.40月→4.20月)引下げ【人勤】 ・H21. 12.1 給料表(▲0.2%)、期末勤続手当(4.20月→4.15月)引下げ【人勤】 ・H22. 4.1 期末勤続手当の役職加算支給凍結再延長(-H23. 2. 31)【独自】 ・H23. 1.1 給料表(▲0.19%)、期末勤続手当(4.15月)→3.95月)引下げ【人勤】 ・H23. 4.1 給料表(級別に▲2.4~▲5.5%)、管理職手当(▲12%)を引下げ。(-24. 3. 31)【独自】 ・退職職員不補充により職員数減 ・H24. 4.1 給料表(級別に▲2.4~▲5.5%)、管理職手当(▲12%)を引下げ。(-延長 25. 3. 31)【独自】
2 経営効率化や料金適正化による繰越欠損金の解消等	<p>(経営課題②)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成11年度に策定した経営健全化・効率化大綱を基に、費用の削減を行った(引下げ可能各項目について一律H13-15%、H15-10%、H16-20%、H17-10%)。更に引下げ可能な項目については10-50%の削減を行った。 ・旅費 職員管内日当の廃止(H16-)。日水協全国総会、研修会への参加とりやめ。鉄道賃、航空運賃等の割引価格を適用。私有車、公用車の活用、理事者道外視察を廃止。日当、宿泊料の改定(理事者、職員一元化 H16)。 ・職員旅費日当の廃止(H21-) ▲73千円/年 ・被服費 貸与規程に基づく貸与を引延し(以前から)、品目減(H17)、支給凍結(H18-)。 ・備品消耗品費 印刷紙の両面使用、在庫を抑える。蛍光管、電灯の間引き。高額な参考図書登録とりやめ。トイレーパータオル使用を中止(H16-)。見学者ポケットティッシュの配布とりやめ(H16-)等。 ・燃料費 暖房設定温度下げ、運転期間を短縮。公用車の不必要なアイドリング停止。プロパンガス契約を解消-電気湯沸かしホットペ(H21-) ガス料金38千円→年間電気料金10千円 ▲28千円/年 ・印刷製本費 -コピー印刷外注をなるべく止め、O A活用、ペーパーレス化。トナーの再生品利用(H14-)。例規集印刷を廃止、OD化(H14)、H Pに掲載(直書)。広報印刷止め構成団体に掲載を依頼(H16-)。年賀状印刷・写真プリントとりやめ(H13)。 ・通信運搬費 インターネット、F A X活用、局内LAN構築を直営、フリーソフトで運用、A D S L化。T V台数削減(3→2台)。 ・手数料 イスカパー等クリーニング外注とりやめ。インターネットHP作成を直営。 ・庁舎清掃業務委託 業務範囲の縮小(H21-) ▲523千円/年 ・広告料 全廃(H12)。 ・厚生費 職員勤続表彰記念品(20年、退職時)廃止、その他(30年等)見直しし賞状のみ。職員厚生交付金の引き下げ(H16. 18)。 ・動力費 無駄な電力使用を抑える。消灯。電力使用を抑えるポンプ運転方法に努める。 ・薬品費 適正注入に努める。等 ・これまでに可能なものは削減してきたが、今後も経常的な維持管理費の削減可能項目を吟味し更に縮減に努めていく。(H20- 前年度比年2%削減目標) ・平成18年度から、長期資金計画を基に料金改定を行った ・H22. 4.1 非常勤特別報酬 月額一年額化 ▲548千円/年
3 一般会計等からの基準外繰出しの解消等	<ul style="list-style-type: none"> ・総務省繰出基準に基づく繰出を構成団体から受けている。基準外繰出しはない。
4 その他	<p>(経営課題①)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業債の低利債への借換 ・水道用水供給事業のため料金延滞による未収金は発生しない。(料金は受水団体である1市4町の水道会計から納入されるため延滞はないもの。) ・工事コストの縮減 ・平14-15年度 浄水施設中央監視設備更新工事 継続費計上予算 2か年で955,500→決算 621,865千円 ▲333,635千円 ・(実施時に機器類の機能、価格内容を精査し縮減。落札価格の予定価格割合は99.8%) ・平成19年度 分水管理所直流電源装置更新工事 長期財政計画(18-27年度)策定時に2か年に分け工事予定 32,046→19年度 18,900千円 ▲13,146千円 ・(2か年をまとめて経費縮減。19年度から一般競争入札制度導入し入札減 落札価格の予定価格割合 58.1%)

注1 上記各項目には、Ⅱで採り上げた経営課題に対応する取組としてⅣに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標等 ※ 次頁以下(1)から(5)までの各事業別様式を参考に、以下の考え方に沿って策定すること。

(各事業共通留意事項)

<p>1. 次頁以下の各事業別様式は、「年度別目標」を策定するに当たって参考となるよう例示的な様式を示したものであり、2に掲げた項目以外は必ずしも全ての項目に記入を要するものではなく、各団体の各事業の状況にあわせて記入可能な項目のみ記入し又は独自の取組に応じた項目を立てて記入することは差し支えないものであること。</p> <p>2. 各事業別様式は参考例示ではあるが、各様式中の「目標又は実績」欄の項目のうち、職員数、行政管理経費(人件費、物件費、維持補修費等)に該当する項目並びに累積欠損金比率及び企業債現在高は、年度別目標策定に際して必須項目とされているので漏れがないよう留意すること。なお、これらの項目のうち、職員数、行政管理経費については、各団体(事業)の取組状況に応じて、適宜、細分化(例:職員数→職種別に区分、正職員と臨時職員とを分離計上等)することは差し支えないこと。</p> <p>3. 「目標又は実績」欄の項目中、「職員数」については、前年度との比較によりその増減数を各年度の「増減数」欄に計上するとともに、計画期間中の「増減数」の合計は「計画合計」欄に計上し、計画前5年間の「増減数」の合計は「計画前5年間実績」欄に計上すること。</p> <p>4. 「目標又は実績」欄の項目の見直し施策実施に係る「改善額」は、原則として、当該見直し施策実施年度の前年度との比較により算出し、その改善効果がその後も継続するものとして、その各年度の改善額を計上すること。</p> <p>5. 4による「改善額」が対前年度との比較により算出できない項目、その改善効果が単年度に限られる項目(資産売却益、工事コスト縮減等)については、当該改善額のみ当該見直し施策の実施年度の「改善額」欄に計上すること。またその場合の改善額の算出方法については、Ⅳの当該施策に係る「具体的内容」欄に併せて記入すること。</p> <p>6. 計画期間中に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画合計」欄に計上すること。また、計画前5年間に実施した見直し施策に係る「改善額」の合計については「計画前5年間実績」欄に計上すること。</p> <p>7. 「改善額」合計欄及び「計画前5年間改善額」合計欄には、それぞれの期間に係る人件費(退職手当以外の職員給与費)その他改善額を計上することが可能なものの合計(「計画合計」及び「計画前5年間実績」それぞれの合計)を記入すること。その際、同一項目に係る内訳に相当するもの等を重複計上することのないよう留意すること。</p> <p>8. 「(参考)補償金免除額」欄に記入する「補償金免除額」とは、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額(補償金免除(見込)額)であり、Ⅰの「5 繰上償還希望額等」に記入した「旧貸金運用部資金」の「繰上償還希望額」に対応する「補償金免除額」の「合計」欄の額を転記すること。</p> <p>9. 以上の他、各事業別様式において、記入を求められている経営指標その他の項目等については各事業別様式の指示(留意事項)に従うこと。</p> <p>10. 必要に応じて行を追加して記入すること。</p>
--

